

## 香川県飲料水健康危機管理対応要領

(平成 13 年 11 月 15 日付 13 水対第 23710 号・13 環全第 22779 号 香川県企画部長・環境局長通知)

### I 総則

#### 1 趣旨

この要領は、飲料水を原因とする県民の生命、健康の安全を脅かす事態が生ずるおそれがある又は生じているという健康危険情報を入手した際に、県において対応すべき措置及び実施体制について定めるものである。

#### 2 定義

- (1) この要領において健康危機管理とは、飲料水を原因とする県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等に関する業務であって、県が所管する水道法及び香川県飲用井戸等衛生対策要領に規定されるものをいう。
- (2) この要領において、健康危険情報とは、飲料水の原水の水質異常又は水道施設において生じた事故等による飲料水の汚染が原因となって、県民の生命、健康の安全を脅かす事態が生ずるおそれがある又は生じているという情報をいう。
- (3) この要領において、飲料水とは、次の四種のことをいう。なお、ボトルウォーターについては、食品衛生法により措置が講じられているものであるため、本要領の対象とはしていない。
  - (ア) 水道法に基づく種々の規制が適用される水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）により供給される水（以下、「水道水」という。）
  - (イ) 水道法に基づく種々の規制が適用される専用水道設置者により供給される水（以下、「専用水道水」という。）
  - (ウ) 水道法に基づく種々の規制が適用される簡易専用水道設置者により供給される水道水（以下、「簡易専用水道水」という。）
  - (エ) 香川県飲用井戸等衛生対策要領（昭和 63 年 7 月 16 日施行）の対象施設である一般用飲用井戸、業務用飲用井戸、小規模貯水槽水道（以下、「飲用井戸等」という。）により供給される水（以下、「飲用井戸等水」という。）

### II 情報入手時の対応

#### 1 情報の収集及び提供

- (1) 水道水又はその原水に係る健康危険情報について  
環境管理課及び水資源対策課は、水道水又はその原水に係る健康危険情報を入手した場合は、直ちに関係する水道事業者等に情報提供するとともに、必要に応じ小

豆総合事務所、各保健福祉事務所（以下、「保健福祉事務所等」という。）を通じ又は直接、所管する水道事業者等からさらに詳細な健康危険情報を収集する。

(2) 専用水道水又はその原水に係る健康危険情報について

環境管理課及び水資源対策課は、専用水道水又はその原水に係る健康危険情報を入手した場合は、直ちに関係する専用水道設置者に情報提供するとともに、必要に応じ小豆総合事務所、各保健福祉事務所（以下、「保健福祉事務所等」という。）を通じ、所管する専用水道設置者からさらに詳細な健康危険情報を収集する。

環境管理課は、厚生労働省又は市が所管する専用水道設置者により供給される専用水道水又はその原水に係る健康危険情報を入手した場合は、直ちに所管する厚生労働省又は市に情報提供する。

(3) 簡易専用水道水に係る健康危険情報について

保健福祉事務所等は、簡易専用水道水に係る健康危険情報を入手した場合は、所管する簡易専用水道設置者からさらに詳細な健康危険情報を収集する。

環境管理課は、厚生労働省又は市が所管する簡易専用水道設置者により供給される簡易専用水道水に係る健康危険情報を入手した場合は、直ちに所管する厚生労働省又は市に情報提供する。

(4) 飲用井戸等水に係る健康危険情報について

環境管理課は、飲用井戸等水に係る健康危険情報を入手した場合は、町に連携・協力を要請し、保健福祉事務所等を通じ又は直接、所管する飲用井戸等の設置者からさらに詳細な健康危険情報を収集する。

環境管理課は、市が所管する飲用井戸等の設置者により供給される飲用井戸等水又はその原水に係る健康危険情報を入手した場合は、直ちに所管する市に情報提供する。

2 市への協力

専用水道水、簡易専用水道水及び飲用井戸等水（いずれも市が所管するものに限る。）に係る健康危険については、市において水道法に基づく権限の行使等により必要な措置が講じられるものであるが、市から要請があるとき、又は当該施設に係る健康危険が極めて重大であるため、若しくは市の区域を超えて生じているため市のみでは対応が困難と認められるときは、県は市に協力をを行う。

3 指導及び立入検査（県所管の水道事業者等、専用水道設置者、簡易専用水道設置者、飲用井戸等設置者に限る。）

(1) 水道水に係る指導及び立入検査について

環境管理課及び水資源対策課は、水道水又はその原水に係る健康危険情報を入手した場合は、必要に応じ保健福祉事務所等を通じ又は直接、水道法第 39 条に基づく立入検査を実施し、その給水を停止しなければ水道水に係る健康危険を回避することができないと認めるとき（以下、「給水停止の必要な場合」という。）は、当該水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止し、かつ、その水を使

用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じるよう指導するとともに、水質検査等を行い原因究明に努めるものとする。

(2) 専用水道水に係る指導及び立入検査について

保健福祉事務所等は、専用水道水又はその原水に係る健康危険情報を入手した場合は、必要に応じ水道法第 39 条に基づく立入検査を実施し、給水停止の必要な場合は、当該設置者に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じるよう指導するとともに、水質検査等を行い原因究明に努めるものとする。

(3) 簡易専用水道水に係る指導及び立入検査について

保健福祉事務所等は、簡易専用水道についてその管理を緊急に改善することにより、簡易専用水道水に係る健康危険を回避することができると認めるときは、必要に応じ水道法第 39 条に基づく立入検査を実施し、給水停止の必要な場合は、県が所管する簡易専用水道設置者に対して、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じるよう指導するとともに、水質検査等を行い原因究明に努めるものとする。

(4) 飲用井戸等水に係る指導及び立入検査について

環境管理課は、飲用井戸等水の利用を継続することによって健康危険が生ずるおそれがあると認めるときは、町と連携・協力を行い、保健福祉事務所等を通じ又は直接、飲用井戸等設置者に対して、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を利用者に周知するよう指導するとともに、水質検査等を行い原因究明に努めるものとする。

#### 4 厚生労働省への報告

水資源対策課及び環境管理課は、飲料水に係る健康危険情報について、知事に報告するとともに、厚生省水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成 25 年 10 月 25 日付健水発 1025 第 1 号)の「1. 飲料水健康危機管理実施要領について」に基づき、速やかに厚生労働省に報告する。

#### 5 関係機関との協議

環境管理課及び水資源対策課は、報告を受けた情報を、次の区分により速やかに関係課へ連絡するとともに、必要に応じ、環境保健研究センターその他関係機関に連絡し、対策等について協議するものとする。

食中毒に関すること……生活衛生課

毒物劇物及び感染症に関すること……薬務感染症対策課

水源である河川、ため池の水質異常に関すること……河川砂防課、土地改良課

油の流出に関すること……危機管理課

その他の情報……関係各課

## 6 水質検査機関への依頼

環境管理課は、水道事業者等又は専用水道設置者から要請があった場合は、環境保健研究センター又は県内を「水質検査を行う区域」とする厚生労働省登録水質検査機関に検査を依頼するものとする。なお、それにおいても検査が困難な場合は、厚生労働省と協議し、他の適切な機関に検査を依頼するものとする。

## Ⅲ 被害拡大防止活動等

### 1 広報活動

#### (1) 水道水に係る健康危険情報について

環境管理課及び水資源対策課は、水道水又はその原水に係る健康危険情報を入手した場合は、必要に応じ、市町と協議し、健康危険のおそれのある飲料水の飲用の停止や、飲用上の注意等について広報を行うものとする。

#### (2) 専用水道水及び簡易専用水道水に係る健康危険情報について

保健福祉事務所等は、専用水道水、簡易専用水道水又はそれらの原水に係る健康危険情報を入手した場合は、必要に応じ、市町と協議し、健康危険のおそれのある飲料水の飲用の停止や、飲用上の注意等について広報を行うものとする。

#### (3) 飲用井戸等水に係る健康危険情報について

保健福祉事務所等は、飲用井戸等の設置者により供給される飲用井戸等水に係る健康危険情報を入手した場合は、必要に応じ市町と協力・連携し、健康危険のおそれのある飲料水の飲用の停止や、飲用上の注意等について広報を行うものとする。

### 2 広域対策

(1) 水資源対策課は、飲料水が給水不能となることが避けられず、緊急に飲料水を補給する必要があると認められる場合は、対象地域の水道事業者等からの要請に基づき、(公社)日本水道協会香川県支部に応援等の要請を行うなど、他の水道事業者等からの飲料水の緊急応援のための調整を行うものとする。

(2) 水資源対策課は、水道水に関し、(1)の調整が困難と認められる場合にあっては、水道法第40条に基づき、期間、水量及び方法を定めて他の水道事業者等に対して緊急応援命令を発令することができる。

なお、県のみでは広域対策が困難と認められる場合は、厚生労働省に調整を依頼するものとする。

(3) 環境管理課及び水資源対策課は、被害拡大防止のため必要と認めるときは、技術者等専門家の派遣、資機材の調達及び輸送手段等の確保、他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は関係団体への応援要請や斡旋など、必要な措置に努めるものとする。

(4) 水資源対策課は、飲料水の輸送に際し、緊急を要し、他に適当な手段がないため市町から自衛隊の派遣要請があった場合は、危機管理課を通じ、自衛隊への派

遣要請を行うものとする。

#### IV 健康被害防止措置

##### 1 改善の指示等

###### (1) 水道水及び専用水道水について

水資源対策課は、県が所管する水道事業者等又は専用水道設置者に対して、II 1 (2) に掲げる立入検査及び指導を実施した結果、水道施設が施設基準に適合しなくなっており、県民の健康を守るために緊急に改善の必要があると認める場合、又は水道技術管理者がその職務を怠っており、その緊急な改善を図らなければ水道水又は専用水道水に係る健康危険が回避できないことが明らかになったときは、水道法第 36 条に基づく改善の指示等を行うものとする。

###### (2) 簡易専用水道水について

保健福祉事務所等は、県が所管する簡易専用水道設置者に対して、II 1 (2) に掲げる立入検査及び指導を実施した結果、簡易専用水道の緊急な清掃等を行わなければ水道水に係る健康危険が回避できないことが明らかになったときは、水道法第 36 条に基づく改善の指示等を行うものとする。

###### (3) 飲用井戸等水について

保健福祉事務所等は、県が所管する飲用井戸等の設置者に対して、飲用井戸等の緊急な清掃、施設の補修、水質検査の実施等を行うことにより、飲用井戸等水に係る健康危険を回避することができると認めるときは、必要に応じ、町と協議し、飲用井戸等の設置者に対し、飲用井戸等衛生対策要領で掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導する。

##### 2 給水停止命令

###### (1) 水道水及び専用水道水について

水資源対策課は、県が所管する水道事業者等又は専用水道設置者がIV 1 (1) の改善の指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、水道法第 37 条に基づき、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命令することができる。

###### (2) 簡易専用水道水について

保健福祉事務所等は、県が所管する簡易専用水道の設置者がIV 1 (2) の改善の指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、水道法第 37 条に基づき、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命令することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 13 年 11 月 15 日から施行する。
- 2 環境保全課は、必要に応じこの要領を見直すものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 環境管理課は、必要に応じこの要領を見直すものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 環境管理課は、必要に応じこの要領を見直すものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 環境管理課は、必要に応じこの要領を見直すものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 環境管理課は、必要に応じこの要領を見直すものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 環境管理課は、必要に応じこの要領を見直すものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 環境管理課は、必要に応じこの要領を見直すものとする。